

「広告付き『姫路市がん検診ガイドブック』協働発行事業
公募型プロポーザル募集要項」

令和８年８月
姫 路 市

1 募集の概要

(1) 業務名

広告付き「姫路市がん検診ガイドブック」協働発行业

(2) 業務期間

協定締結の日から令和10年5月31日まで

(3) 履行場所

姫路市保健所予防課（姫路市坂田町3番地）

(4) 業務の目的及び概要

市民の健康増進及びがんの早期発見・早期治療を目的として実施するがん検診を周知・啓発するため、広告付き「姫路市がん検診ガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）を市と民間事業者等（以下「協働発行业者」という。）が協働で発行するもの。なお、発行・配布等に係る一切の経費は、協働発行业者が募集する広告収入をもって全額賄うものとする。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

(1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。

(2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
なお、協定締結までの間に排除対象業者に該当することが判明した場合又は排除対象業者と関係を有すると認められた場合は、参加資格を失うものとする。

(3) 公告の日において、法人にあっては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。個人にあっては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。

(4) 公告の日から協働発行业者の決定の日までの間において、次の全てに該当すること。

ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた

場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (ア) 組合とその組合員の関係にある場合

- (イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

- (8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当する事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

- (9) 令和3年4月1日以後に完了した、国又は地方公共団体が発注した印刷物等の出版物に係る広告収益モデル（出版物の発行に要する印刷、製本、納品等に係る経費の全部又は一部を広告収入で賄う発行形態をいう。以下同じ。）による発行業務の履行実績を元請として有すること。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市健康福祉局保健所保健所予防課がん検診担当（以下「保健所予防課」という。）

〒 6 7 0－8 5 3 0 姫路市坂田町 3 番地保健所 3 階

電話 (0 7 9) 2 8 9－1 6 6 1

F A X (0 7 9) 2 8 9－0 2 1 0

(2) 参考資料の提供（提供方法）

本プロポーザルの参考資料（令和 8 年度版「姫路市がん検診ガイドブック」）は、姫路市ホームページの本プロポーザル公告ページ（公募情報）に掲載する。

(3) 協定条項を示す期間及び場所

協定条項を示す期間	令和 8 年（2026年） 8 月 7 日から 令和 8 年（2026年） 1 0 月 6 日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成 2 年姫路市条例第 1 5 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	保健所予防課（姫路市ホームページにも掲載） (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/0000033976.html)

4 プロポーザル実施に係るスケジュール（予定）

	項 目	日 時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和 8 年 8 月 7 日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和 8 年 8 月 2 8 日
3	参加資格確認結果の通知	令和 8 年 8 月 3 1 日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和 8 年 9 月 3 日
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和 8 年 9 月 7 日
6	提案資料提出書類の受付期限	令和 8 年 9 月 1 8 日
7	協働発行事業候補者の特定	令和 8 年 9 月 2 9 日
8	協働発行事業候補者の通知	令和 8 年 9 月 2 9 日
9	協働発行事業者の決定	令和 8 年 9 月 3 0 日
1 0	協定締結予定日	令和 8 年 1 0 月 6 日
1 1	審査結果の公表	令和 8 年 1 0 月 7 日

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第 2 項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却しない。

ア 提出書類

(ア) 使用印鑑届兼委任状（様式 1）（本市の業者登録がない事業者に限る。）

- (イ) 参加表明書（様式２）
- (ウ) 履歴事項全部証明書（法人の場合。令和８年５月７日以後に発行された最新のものの原本又は写し。本市の業者登録がない事業者に限る。）
- (エ) 事業実績調書（様式３）
- (オ) 関連企業申告書（様式４）
- (カ) 姫路市税の納税証明書（滞納無証明書）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (キ) 国税の納税証明書（個人の場合、税務署様式その３の２。法人の場合、税務署様式その３の３。）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し）

イ 提出部数

１部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和 ８ 年（2026年） ８ 月 ７ 日から 令和 ８ 年（2026年） ８ 月 2 8 日まで（本市の休日を除く。）
配布場所	保健所予防課 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。） (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/0000033976.html)

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。

オ 提出場所

保健所予防課

カ 提出期間（参加表明書受付期間）

令和８年８月２６日午前９時から同月２８日午後４時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後４時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和８年８月３１日までに参加資格確認通知書を電子メ

ールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市長に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年9月3日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により保健所予防課に提出すること。市長は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

- (1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式5）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

gan-yobo@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和8年9月3日午後4時まで

- (2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

市ホームページへの回答掲載開始日時 令和8年9月7日午前10時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

- (3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加事項又は修正事項として取り扱う。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしない

ことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。
ウ 質問者名は、公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「広告付き「姫路市がん検診ガイドブック」協働発行事業提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式6、様式6-1、様式6-2、様式6-3、様式6-4及び様式6-5（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により提案資料が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、第12項第2号により失格とし、失格に係る異議申し立ては受け付けない。

(4) 提出場所

保健所予防課

(5) 提出期間（提案資料受付期間）

令和8年9月15日午前9時から同月18日正午までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の正午必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式上、提案者名の記載を求める欄がある場合はこの限りでない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提出された提案資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の協働発行事業候補者の特定の過程で必要に応じて複

製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 提案資料の審査及び協働発行事業候補者の特定

(1) 審査及び協働発行事業候補者の特定方法

ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、広告付き「姫路市がん検診ガイドブック」協働発行事業審査委員会において実施する。

ウ 審査の過程において、提案資料に係る質問及びヒアリングは実施しないものとする。

エ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を協働発行事業候補者とする。

オ 協働発行事業候補者となるべき総合評価点の者が2人以上ある場合は、それらの者のうち、提案内容に関する評価点の最も高い者を協働発行事業候補者とする。提案内容に関する評価点の最も高い者がなお2人以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより協働発行事業候補者を特定する。

カ 提案内容に関する評価点が最低基準点に満たない提案者は、総合評価点のいかんにかかわらず、協働発行事業候補者として特定しない。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案内容に関する評価

※ 本評価は5名の審査委員会委員がそれぞれ100点満点で評価し、その合計点（500点満点）を評価点とする。

評価項目	評価基準	配点
① 企業の同種事業実績	令和3年4月1日以後に完了した、国又は地方公共団体が発注した印刷物等の出版物において、広告収益モデル※による発行実績があるか。 【算出方法】※最大3件まで加点する。 ・全額広告収入型（公費負担ゼロ）の実績：1件につき5点 ・一部公費負担ありの広告付冊子の実績：1件につき2点 ※「広告収益モデル」とは、発行に係る経費（印刷・製本・納品等）の全部または一部を広告収入で賄う発行形態を指す。	15点
② 広告募	本市の費用負担を伴わない自立採算型事業を完遂するため、広	20点

評価項目	評価基準	配点
集の確実性	告獲得手法（ターゲット選定や営業体制）が現実的かつ確実な 広告掲載が見込まれるか。	
③ 紙面構成と情報の整理	複雑な情報（がん検診の種類・対象者・料金等）を市民が誤解 なく一目で理解できるような紙面の構成能力があるか。	30点
④ デザイン案の品質	思わず手にとりたくなる親しみやすさを持ち、がん検診の重要 性を市民に直感的に伝える訴求力の高いデザインを作成する能 力があるか。	25点
⑤ スケジュールの具体性と実現性	要求水準書に示す期限を遵守したうえで、広告審査や複数回の 校正、予期せぬ遅延への予備日など、工程の組み方が具体的か つ無理のない計画となっているか。また、納品期限の厳守に向 けた責任体制が適切に示されているか。	10点
合計		100点

イ 本業務は、協働発行事業者が募集する広告収入により全ての経費を賄う自立採算型事業であり、本市は一切の費用を支出しないため、提案金額に関する評価は行わない。

ウ 提案内容に関する評価点の最低基準点は300点とし、提案者が1者の場合は325点とする。

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提案書が指定の枚数を超過する場合は、超過した提案書については評価しない。

ウ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、協働発行事業候補者の特定を行わないことがある。

エ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

オ 協働発行事業候補者の特定を令和8年9月29日に行う。特定された協働発行事業候補者へは、口頭又は電話にて連絡した上で、その旨を別途書面により通知する。また、協働発行事業候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

カ 協働発行事業者及び審査結果については、令和8年10月7日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

10 協定締結の方法

- (1) 審査の結果、特定した協働発行事業者候補者と協定の締結交渉を行い、合意した場合に協定を締結する。
- (2) 協働発行事業者候補者との協定締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、協働発行事業者候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を協働発行事業者候補者として協定の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に協働発行事業者候補者となるべき総合評価点の者が2人以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により協働発行事業者候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、協定書の一部とする。
- (4) 本業務は市費の支出を伴わない自立採算型事業であるため、保証金の納付は求めない。
ただし、協働発行事業者は、本協定及び提案資料に基づき、誠実に業務を履行しなければならない。

11 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、協働発行事業者候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により保健所予防課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

12 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (5) その他本プロポーザルの条件に違反した者
- (6) 暴力団排除要綱第3条に定める排除対象業者に該当することが判明した者

1 3 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他市長が必要と認めるときには、市長は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 4 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1 5 その他

- (1) 協働発行事業候補者が正当な理由なく協定の締結を辞退した場合は、協働発行事業候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 協働発行事業候補者について、協定締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、協働発行事業候補者との間で協定を締結しないことがある。この場合、市長は協働発行事業候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 協働発行事業候補者は、協定締結までに暴力団排除要綱に定める暴力団排除に関する誓約書（第3号）を提出しなければならない。誓約書の提出がない場合又はその内容に虚偽があることが判明した場合は、協定を締結しない。
- (4) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (5) 審査結果について、協定締結後に、別紙のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、参加者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき協働発行事業候補者とならなかった者の点数を非公表とする。
- (6) 本案件は電子契約を活用した協定締結を可能とする。協働発行事業候補者となった者で電子契約を希望する場合は、協働発行事業者の決定までに電子契約利用申請書を保健所予防課まで提出すること。なお、登録業者であり、かつ、電子契約用メールアドレスを登録している場合は、電子契約利用申請書の提出は不要とする。また、必要な様式等は、必要に応じて姫路市ホームページからダウンロードし、使用すること。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/0000033976.html>)